

## 第3回文京区地域福祉推進協議会障害者部会会議録

日時：平成23年7月7日（木）午後1時～午後3時10分

場所：文京シビックセンター3階障害者会館AB会議室

次第：

1 開会

2 議題

(1) 平成23年度文京区障害者計画改定に向けた当事者・保護者等ヒアリング調査結果について

(2) 障害者計画の重点課題と方向性について

3 その他

文京区地域防災計画（概略）

その他

出席者：

（障害者部会員）高山直樹、鈴木愛三、齊田宗一、佐藤澄子、亀田美輪、安達勇二、大石恵理子、杉崎祐子、江澤嘉男、藤田美南子、上村榮子、小西慶一、石原保健衛生部・文京保健所参事、椎名障害福祉課長、新名福祉センター所長、渡邊特命担当課長、辻保育課長、伊藤教育指導課長、野稲教育センター所長、松永防災課長（防災部分説明のみ）

欠席者： 富所由紀子、丁寧

傍聴者： 4名

### I 開会

高山部会長：開会挨拶

椎名課長：第3回欠席委員紹介、資料確認、会議録の説明。「前回部会の会議録」については、会員からの訂正はなく、このままのものをホームページ上に出させていただく。今回は、要点筆記をペーパーで付けているが、今後は確認後、ホームページ上に出すだけにさせていただきたい。ペーパーが必要な方は、言っていただければご用意する。

それから、新たな委員として、やはり教育面で、特に中学校の教育に関して教育センターの方が中心に加わることがあるということで、野稲義明教育センター所長に出させていただくことにしましたので、よろしく願います。

高山部会長：会議録についてはいかがか。よろしいか。

（異議なし）

### II 議題 1 平成23年度文京区障害者計画改定に向けた当事者・保護者等ヒアリング調査結果について

高山部会長：議題（1）「平成23年度文京区障害者計画改定に向けた当事者・保護者等ヒアリング調査結果」（資料第1号）について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「平成23年度文京区障害者計画改定に向けた当事者・保護者等ヒアリング調査結果」（資料第1号）、「就労している当事者の主な意見」（資料第1号追加分・席上配布）、「知的障害のある方の主な感想、思い等」（参考資料）、「精神障害のある方の主な感想、思い等」（参考資

料)について説明。(説明省略)

資料第1号は、前回、未定稿という形で出したものに、意見などをさらに加え、事務局のほうで整理させていただいたものである。

資料第1号追加分の資料は、前回、宿題としていただいた「就労している方」についてまとめたもので、なかなか就労している方の意見というのを集約していくのは難しいので、就労支援センターの事業で、就労している方々の交流の場である「たまり場事業」でお伺いしたことを記載させていただいた。

併せて、当事者の方の思いだとか感想、そういったところの部分の言葉は、今回の調査に入っていないためご紹介させていただく。

高山部会長：ご質問等あれば、いかがか。次の議題に移ってよろしいか。

(異議なし)

## II 議題 2 障害者計画の重点課題と方向性について

高山部会長：議題2「障害者計画の重点課題と方向性について」(資料第2号)について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「障害者計画の重点課題と方向性について」(資料第2号)について説明。

たたき台に近いものなので、(案)ということをお願いしたい。ヒアリング調査や東京都実態調査を分析して、重点課題として6つ挙げている。主にはヒアリング等を考慮したということである。

高山部会長：今日は、重点課題というものを、ある意味で確定していく方向性だと思う。今、6つの重点課題のところを説明していただいたが、これが確定すると、最終的には、それに基づいて目標や数値目標といった形になってくるので、今日の課題や方向性、重点課題をしっかり議論して確定していくことが、次の目標や数値目標に対しての影響力を持つということである。

## III その他 文京区地域防災計画(概略)

椎名課長：防災課長の時間の関係で、最後の議題である「文京区地域防災計画」について、先に説明させていただきたい。

どういう体系で、どういったメンバーでやっているのか分からないと困るので教えてほしいという要望があったので、防災課長に来ていただいた。

松永課長：文京区地域防災計画は、現在、平成19年度に修正された計画を基に、災害対策等に対応をしている状況である。その中で、避難所運営協議会の位置付け等や、震度5弱での文京区の職員の動き、帰宅困難者などについて読めない部分があった。今年度、全てを網羅した文京区地域防災計画を修正する予定だったが、今回の東日本大震災を受けて、東京都地域防災計画が、来年度、マグニチュード8.7を前提に作られることが分かった。地域防災計画は、上位計画である東京都の地域防災計画の中からはみ出すことができないという関係があるので、文京区地域防災計画は来年度、修正する予定である。

今の地域防災計画では、災害時要援護者対策について、大まかなことしか書かれていない。福祉避難所の扱いについてや、災害時要援護者名簿は内容の充実を図って、災害時要援護者を救助しやすい方法や手段の情報を提供することで、少しでも安心していただける方策を、地域防災計画の中に少しずつ盛り込んでいこうと考えている。

椎名課長：前回質問があった構成員については、6ページに出ているので確認していただきたい。

佐藤委員：3ページ、活動方針の4行目「知的発達障害者」とは、知的障害者を指すのか。発達障害者となっているのはどういう意味か。

椎名課長：平成19年に、防災課がダイレクトにというより、多分障害福祉部門が協力して作ったと思うが、文言としては少し問題がある。

高山部会長：知的障害者と発達障害者、今は2つという考え方なので、そうしないとおかしい。

椎名課長：法律が変わっているのだから、当然変わると思う。

高山部会長：知的障害者と発達障害者を分けて書いていただきたい。

佐藤委員：災害時要援護者登録名簿に、障害者の方は全部載っているか。

松永課長：現在、約3,500の方が登録されているが、文京区はあくまで手挙げ方式で、また、申請時に何の障害かを書く必要があるため、申請しづらいと聞いている。今回、申請しやすいように変えていくつもりでやっている。

椎名課長：3,500人は、高齢と障害者を含めた人数で、多くは高齢者の方である。障害者の確実な人数は、その情報からは分かりにくいけど、聞く範囲では登録したという方も結構いた。

佐藤委員：うちはまだ登録していないが、どういう形で登録するのか。

椎名課長：区内の障害者に「障害者福祉のてびき」など配るときに登録用紙を入れようと思ったが、今後充実していく方向という話を聞いたので、それを見て、そのタイミングで皆さんに出そうと思っている。

齊田委員：また新しく、障害者の中で障害があるのかなど、調査を行うのか。今まで、特に内部疾患の人は出す人が少ない。しかし、出しておかないと困ると言う必要がある方もいると思う。知的障害のある人たちでも、登録しない人も多い。そういう部分を本当にきちんとして、ある程度、把握ができるようにしておかないと、今後、災害の問題は対応できないと思う。

椎名課長：確かに、情報が有効な形できちんと行っていないと万一のときに使えない。それは防災課で考えていただくが、我々もどういう情報をどう書いてもらうのが一番よくて、かつ出しやすいかも含めて相談させてもらっている。次回は、出しやすく、かつ有用なものになると思う。

佐藤委員：防災会議の委員会の中に、知的障害者の団体や障害者の人たちが入っていないが、入れないのか。

松永課長：災害対策基本法の中で、警察やライフライン関係の団体などと指定されており、最近、どの委員会でも区民公募員などあるが、この会については、さまざまな人が入るといった性質のものではない。また、ある種、決定機関みたいなものなので、その前にこういったところで意見を聞くことが大事ではないかと防災課では考えている。

佐藤委員：では、具体的な防災に関しての意見を各団体に、ぜひヒアリングしていただきたい。

高山部会長：規定では入れられない形だが、区としては付け加えることはできる。そういう意味で、障害者の部分を入れていただきたいということだと思う。今の手挙げ方式では、どこの自治体も網羅できない。当事者団体、町会、民生委員が全部ネットワークをつくりながら、地域ごとにきちんと登録ができるような形、あるいは、登録しない人も見守り体制ができる形を、やはりネットワークの中で作り上げていくと、十分できると思うのでお願いしたい。

もう1つ、4ページの3「社会福祉施設等の防災対策」で、具体的な社会福祉施設が出ているが、全部が高齢者の施設のようであり、町会との関係も高齢者のみになっている。障害者の施設もあるわけなので、ここも考えていただかないといけない。

佐藤委員：4ページの一番下「文京区心身障害者福祉団体連合会に対して」とあるが、障害者団体は知的団体などほかにもあるので付け加えてほしい。

齊田委員：その他の団体があるので、福祉団体等と「等」を入れた形でお願いしたい。

鈴木委員：一般的な質問で、1ページの計画の体系図に拠点がどこかを書かないのか。それが有機的にきちんと機能するようにできているのかどうかが大変な点と思うが、これだけではそこが分からない。それぞれの計画をどこが中心でやっていくのかという議論はされていないのか。

松永課長：後ろの中身を見てもらえれば、例えば3ページ目だと災害時要援護者対策だと、区と都の福祉保健局と消防署だというような書きぶりなので、1ページには入れていないが、今後入れていくとか、いろいろな方法はあると思う。

小西委員：今回の震災で、災害時要援護者登録の機能が果たしてどこまで機能したか、非常に疑問で、防災課と障害福祉課との関係が今一步足りないような気がした。私たちのことは、どちらかといえば障害福祉課が把握しているので、その辺と防災課がうまくリンクしてくれば、もっと機能すると思うので、よろしくをお願いしたい。

高山部会長：重点課題について6ページの災害対策から入っていきたいと思う。この地域防災計画と、小西委員が言ったリンクをどう有機的にしていくのが大事な計画のところになり、前提条件だと思う。特に医療系等については東北で浮き彫りになってきたが、この課題、方向性についていかがか。

椎名課長：どこへ行っても必ず出ていた、皆様のご意見やいろいろな課題が、テレビなどを通じてかなり明確な形で意見として出てきた。例えば、避難できない状況や水が一番大事であったことなど、そういうところを踏まえながら作っていかないといけないと思う。

上村委員：先日、東京都育成会支部長会で、足立区の障害者等が、緊急時に目に付く色として黄色いハンカチ状のものに個人名と連絡先を書いて用意している話があった。緊急の時は瞬間的に判断し動くわけなので、名簿を調べたりというよりも、ぱっとできることでないと難しいし、本当に支援してほしいときに、受けるほうの意思で差し出せるものを考えないと、多分、町会や民生委員も実際には動きが取れなくなる。就労の人が、例えば通勤途上で、少し理解やコミュニケーションに困難があることを示す、カードとか、そういう具体的なグッズみたいなものも多少考える必要があるという感じを持っている。

藤田委員：地震についてのテレビを見ていて、震度がいったい幾つで、どうしなければならないというところの判断、正しいニュースがぱっと広がらなければいけないのではないかと思った。

高山部会長：この課題、方向性に特に異論はないということだと思う。障害の種別によっては、支援の在り方について、もう少し具体的に考えていかなくてはいけないと思う。障害別に、こういう状況になったときのニーズがあったと思うが、いかがか。

椎名課長：ここには書いていないが、どこに障害があるかで、避難の仕方やお知らせが全く違うので、相当細かく、今後、具体的事業や落とし込みの中では、当然考えていかなくてはいけないと思う。

高山部会長：重点項目は大きな枠組みだと思うが、その問題はもう少し違った意味で、障害者の方に対しての防災の何かいろいろなものを一つ大きくつくったほうがいいような感じがする。先ほどのグッズの問題も含めて、それを計画の中に全部落とし込むことはほぼ不可能なので、そういうことは別のところでも必要かなという感じも少しした。

椎名課長：このあと最後の議事の「体系」で、大きな項目、中項目、小項目があつて、具体的な事業がいっぱい出てくる中で、さまざまな皆さんのアイデアだとかを盛り込んだ事業展開になるかと思う。今の提案なども、一つの事業として形になってくるのかもしれない。

齊田委員：名簿は、各町会長や民生委員には渡っていて、民生委員はある程度分かると思うが、町会長はもらっても、重要書類で緊急時にしか開けられないということで金庫に入れたままで、実際に今、把握はしていない。それは区のほうも、町会連合会の時にでも、こういうわけで、こういうときにと皆さんが分かるようにして、区の中にどんな人がいるのかをきちんと把握をしてくださいと言ってほしい。役員会などあつても役員に言えない。町会は各ブロックで役員を持っていて、その人たちが動かないと町会長1人では動けないので、その辺の部分についてお願いしたい。また、先ほどのグッズなどがあれば、そういう人たちがいることが分かり、優先的に誘導することもできると思う。

高山部会長：名簿があつても、実態は顔が分からない、やはり日常的なつながりをどういうふうに作っていくのか、それは大事なポイントの意見だと思う。

文京区は、向こうの隅田川に近いほうなどあるが、津波の想定はしていないのか。

椎名課長：よく川があるからどうか、と言われるが、津波は想定していない。どちらかというところ、やはり阪神大震災型の、家が倒れるとかそういった形で、そういう面では、名簿などは有効性を発揮する可能性はある。

齊田委員：大雨で高潮だと、神田川があふれることがあつた。そういう偶然は、ないとは言いきれない。

椎名課長：地震の大きさの想定が相当変わってくる中で、果たして本当にもう1回あつた場合どうか、川から何にも起こらないのかとかいうのは、防災課中心にずっとやっていくので、その辺は情報を取りながらになると思う。

小西委員：勉強会で、中央区かどこかが、単に福祉避難所を設置するのではなくて、各障害別、程度別で細かく分けをして、実際に起こった場合には、この人たちはどこの避難所に避難するとか、詳しく全部マニュアルを作っていて、1日に避難して、次に1週間以内にまた別の場所という、そういう体系をつくっていたので、ぜひ参考にしてもらいたい。

高山部会長：方向性としても、実効性のある支援を担当するコミュニティの形成部分につながるので、その情報を少し集めていただきたい。

5、6ページの「ひとにやさしいまちづくりの推進」については、多分、今のコミュニティ形成とつながってくると思うが、いかがか。特に放置自転車の問題は、昔から出ている。

あと、方向性の「合理的配慮」に関して、小西委員、いかがか。

小西委員：基本的に基本構想で謳っている項目ではあるわけで、言葉は難しいが、実際上は、一種のおせっかいと言ったらおかしいが、要は人として当たり前のことである。困っている人がいたら助けるという意識だと思うので、別にあっても構わないと思う。

渡邊課長：確かに意見は十分理解するところだが、まちづくりと言ったときに合理的配慮の考え方というのは、ユニバーサルデザインだとかそちらのほうがもっと広く捉えられる部分なのかと思う。まちづくりとしたときには、ソフトとハードが入っているとはいえ、ユニバーサルデザインのほうがよりのなじみがいいのではないかと感じる。

小西委員：そうすると、「インクルーシブ社会」ということか。エッセンスとして、気持ち的にはそうである。まちをつくる体制としては、これはいいアイデアだと思う。

渡邊課長：「インクルーシブ社会」という言い方でも、もちろんそれは構わない。

雇用者、利用者というある程度の関係があった上で、合理的配慮という1つのものさしが示されていると捉えられる部分もある。まちづくりは誰でもが使いやすいという観点に立たれたほうが、計画としてはなじみがいいのではないかと思うが、一般とするとどうか。

高山部会長：合理的配慮そのものが理解されていないということが、一番大きな問題である。

椎名課長：難しい言葉で言えば、特に権利条約で書かれているのをそのまま読むと余計によく分からない。誰もが普通に生活するための配慮をするにあたっては、配慮する側の状況によって違ってくる。過度な負担を伴わないような配慮が合理的配慮となっている。この言葉は区の基本構想の中に入っているので、どこかで入れられないかというのがあった。就労や教育にも大きな問題になっているので、どこに入れようかと思ったが、言われてみると、まちづくりにストレートでくるかということになると、やはりそれはどこか違う別の場面で使う形で工夫するほうがいいのかとも思う。

高山部会長：合理的配慮は、差別との関係で出てくるような文脈なので、ここは、今、言われたような形でいかがだろうか。

佐藤委員：ノーマライゼーションか。

高山部会長：ユニバーサルデザインとかはあると思う。ただ、合理的配慮に関して、実は基準があるわけではない。障害者差別禁止法が通ったあとに、これが合理的配慮なのかどうかを、みんな考えないといけないという形成概念でもあり、なかなか難しい。まちづくりのところは少しどうかということで、そういうところの方向性でよろしいか。

椎名課長：はい。

高山部会長：ほかにはいかがか。

渡邊課長：6ページ、課題の「災害時、障害者を的確に支援するには、避難誘導する上で必要となる個人情報把握され、支援者に共有されている必要がある」。平時には普通の文脈として使われると思うが、災害時と規定したときに、支援者という表現は使われるのか。これまでのご

経験で、ご説明いただきたい。

高山部会長：安達委員や江澤委員、いかがか。

江澤委員：特に違和感を持っては読んではいなかった。

椎名課長：本来は誰を誰が助けるか。個別支援計画となると、支援者がびったりする。文京区の今の段階でまだ、そこまでいっていない。

渡邊課長：災害時については、「必要な関係者」というほうがなじみやすい気がする。例えば、消防や警察、町会、その近くにいる地域包括が動く可能性もあるから、少し幅広く把握され、必要な関係者には共有されているというほうがいいような気はする。

高山部会長：幅広く取ったほうがいいのかも。よろしいか。では、そういう方向性で。この5、6ページは、そういう意味では、とてもリンクしてくる。

渡邊課長：これは情報提供という形になると思うが、今回、地域福祉の取り組みということで、別途計画の部会が立ち上がっているわけではないが、地域福祉の推進計画として、今回の地域福祉計画の中で計画される。各部会において災害についての検討は、かなり比較検討されている状況なので、最終的に地域福祉のほうで取りまとめる方向性も現在検討しているので、そこも若干含みおきいただきたい。

高山部会長：5ページは「まちづくり」という考え方だが、物理的な対象とソフト的なものが混在している。ここをどうするのがポイントかと思う。物理的なものは幾つか目標が設定しやすいが、特にバリアフリーという考え方で、「心のバリアフリー」などは数値目標が立てられないわけで、そこら辺が難しいと思う。

椎名課長：区の基本構想の中でも、理解の促進はかなり大きな課題なので、この計画でも何らかの形ではしっかり入れて、取り組んでいきたいと思っている。具体的な数値的な目標というのは、かなり難しいかもしれない。

高山部会長：それでは、幾つか修正しながら、この方向性、重点項目の大項目、「ひとにやさしいまちづくりの推進」と「災害対策と緊急事態に対する支援」、この方向性でよろしいか。それでは、4ページ「子どもの育ちと家庭の安心への支援」は、いかがか。

亀田委員：支援学級が非常に少なく、うちの場合はバスに乗って行かないと通えない状況である。支援学級は限られた学校にしかないという現状があり、普通の学校には障害児は見当たらない。我々も地域に根ざして、地域の学校に通わせたいし、普通の子どもたちも、小さな頃から学校の中に障害のある子がいることが普通の環境になれば、先ほどの「心のバリアフリー」に通じるのではないかと思う。

杉崎委員：障害児というのは中学生までか。

椎名課長：高校生までである。

杉崎委員：高校生まで含めて、手帳の所持者が310名か。

椎名課長：18歳以下で、知的障害の方が大体220人、精神障害の方はほとんどいなくて、身体障

害の方が 100 人弱だったと思う。ただ手帳を持っていない方もいらっしゃるので、必ずしも全体を表しているわけではない。

高山部会長：特別支援学級のところで意見はないか。

伊藤課長：なるべく近くの学校で学びたいという声は、本当にたくさんいただく。障害のある方がいないから固定学級がいない、という考え方は当然持っていない。この 10 年間に、小日向台町小学校に通級指導学級を開級し、今年度、第一中学校に固定学級が新設されている。教育局内でも特別支援教育振興協議会があり、学校と一緒に協議していく予定である。今、小学校の新設に関する要望は議会でも取り上げられており、それには正対して研究、検討していかなければならないと思っている。

亀田委員：いつごろか。

伊藤課長：分からない。

高山部会長：そういう委員会で議論されているということか。

伊藤課長：はい。

佐藤委員：普通学級には、そういう障害を持ったお子さんは、絶対入られないのか。

伊藤課長：就学相談の仕組みがあり、そちらからご案内することがあるが、意思を持って通常の学級でとか、固定学級、または都立等の学校でとそれぞれ学ばれるお子さんがおり、その辺は住民の方のイニシアチブで動いているという状況がある。通常の学級にも、例えば学習をしていくときに困難を感じるお子さん等もいるが、特別支援教育の考え方で、どんどん教育も開かれていかなければならないということをやっている。

佐藤委員：バリアフリーパートナーなどはいらっしゃるので、大丈夫である。普通学級に行かせたいと思ったら、6 年間くらい普通学級に行かせたほうがいいと、自分が子育てをして思っている。行かせたいと思ったら、親は少し大変だけど、頑張ってもらいたい。

亀田委員：実際に行かせているお母さんの話を聞くと、入っても、結局、あまり援助がなされなくて、非常に困っていると悩んでいるお話を聞くという状況です。

高山部会長：障害があるなしにかかわらず、子どもたちの学校での、いろいろな課題とか問題とかが顕在化してきたときに、家族も含めて、そこできちんと相談できる人が必要だと思う。スクールカウンセラーではなく、スクールソーシャルワーカーをしっかりと置いていくように、これは全ての子どもたちにとって重要なことである。そういう方向性はあるのか。

野稻所長：スクールソーシャルワーカーは、文京区では去年から 2 名が来ている。教育センターに籍を置き、各学校に派遣をするという形で、全小中学校に取り組みを始め、相当な成果を伸ばしていると思っている。

高山部会長：そういう形になれば、行政とリンクしていくとか、あるいは一貫した支援ということになり、大事どころだと思う。そこも少し踏まえていくような形が必要である。

杉崎委員：課題とか方向性を読んだだけでは何も不満はないが、では現場でどうかというと、正

直、一般校を見ても先生のスキルもあるし、手帳の所持者が増えても区の職員の対応する方は増えていないかもしれないし、結局、質の問題で、難しい問題かなという気がする。

それと、言い方が悪いが、早いうちに入れていくとあとで楽になるというのがあり、生活の場や、幼稚園時代とか、早いうちに教えていけると、あとあと本人も教えるほうも当然楽になっていくと思うので、早期療育は、力を入れて充実させていただきたいと思う。

高山部会長：早期療育というのが大事だということで、何かありますか。

新名所長：福祉センターへの新規相談が昨年 104 件、年齢では 0 歳が 7 件、1 歳が 17 件である。約 2 割が 1 歳までに相談に来ており、他区と比べると、かなりいい数字である。保健サービスセンターでやっている発達相談で、本郷と 2 カ所での月 1 回の発達検診のときに、福祉センターの職員が毎回立ち会い、気になるお子さんは福祉センターにつなげるといったことも行っている。巡回相談で、保育園や幼稚園に月 1 回程度行っているが、今後かなり充実していく方向で考えているので、文京区の早期療育に関する取り組みは、その 2 つでやっている。今後も巡回相談を充実していかななくてはいけないと考えている。

伊藤課長：通常の学級で学びながら、全体の指導に自信を持ってついていきにくいと言われるお子さんのために、小学校 3 校、中学校 2 校で、特別支援の専門指導員、教育免許保持者を 5 名配置して、これから 3 年間かけたモデル事業を始めたところである。通常の学級の教室とは離れた別の部屋で、教員免許保持者にほぼマンツーマンで勉強を教えてもらえる仕組みの開発を行っている。

※ 専門指導員の注釈：専門指導員の対象児は、「東京都特別支援教育推進計画第 3 次実施計画」に合わせ、通常の学級に在籍している知的な遅れのない発達障害又は学習面や生活面に関して一部個別指導を必要な子どもを対象としている。

上村委員：東京都の今後 10 年間の特別支援教育の方針が出ているが、そこと、文京区の小学校を作るかもしれないという、この辺の整合性について、区はどのように考えているのか。

伊藤課長：東京都の「第三次実施計画」では、特別支援教室型の取り出し指導と言われるような、通常の学級から個別に教えていく支援体制が書かれている。当然文京区としては都の計画を踏まえてやっていくわけだが、交流及び共同学習、それから特別支援教室型の運営については東京都に言われるまでも、文京区としては先んじて実施していると自負している部分もある。当然そういった流れには合致させながら、文京区で独自に開発をしていくところは、今申し上げた。我々は大きく 2 つの方向性を持っているということである。

上村委員：特別支援学校に行っている人たちは、小・中・高、大体 400 人くらいとある程度大規模化することに対する不安をかなり持っている。高等部は、就職を考えて、特性を踏まえた学校を増設するという計画が言われているが、保護者はその辺に非常に不安を持っている。

また、実際に現場では、対象になる方の人数が 1.5 倍くらいに増えている。特別教室もなくなり、本当はかなり窮屈な状態で、学校の人たちは過ごしていることにいろいろな不安があるので、逆に文京区がこのように支援をしっかりとくださると、もっとたくさん増えるかなという部分もある。でもその先が、東京都で早々とそういうふうを決めてしまうと、とても心配な部分もある。

もう 1 つ、普通学級に行った保護者からの悩みは、小学校 3 年か 4 年くらいが一つの分かれ目で、大変に居心地が悪いというか、学校からも勧められるケースが増えてきている。それは、保護者も進学を意識したり、騒ぐ子がいるとなかなか授業が成り立たなかったりということ、学校の先生自らが勧められるという相談もかなり多くなっているのが、現実である。

先ほどの話を聞いてすごく安心したのだが、専門指導員の制度をもっともっと強化していた

だと、教育上の平等化が随分進むのかなという感じがした。

伊藤課長：23区の中でも、文京区は人的な支援が充実している区であると思っている。特別支援教育の支援員は各校にされ、ご指摘のあったバリアフリーパートナー、それから介助員といった制度は、かなり完備に近く頑張っているつもりである。根底となる教員のスキル、子どもたちへの理解や、周りの子どもたちと一緒に包み込んだ指導とか、確かに発達段階が上がれば難しい子が出てくる面はあるが、そういった方々に不安を感じさせないような、学校としての体制づくり、足りない場合は、なるべく人的な支援で充実を図っていきたい。

また、子どもは区立であり、都立特別支援学校等は直接管轄はしていないが、ご案内のとおり副籍制度を活用し、住んでいる地域の学校との交流を積極的に勧めている。どんどんご活用いただきたい。

最後に、施設面の悩みがあり、各学校は基本的に空き教室がない。国が通常の学級の1年生の35人学級を発足させ、去年、計画的に30人学級に近付けていくというアナウンスを行っており動向を注視しているが、それを進めた場合に教室が足りるのかという、本当に切実な心配をしている。固定学級を新設する場合、少なくとも2部屋は要るので、果たしてうまく取れるかということも併せながらやっていかなければならないという点は、ご了解いただきたい。それも含めて検討している。

高山部会長：だいぶ議論できたと思う。特別支援学級の、量的、質的な問題、教員の質の問題、何かあった時の専門指導員、あるいはスクールソーシャルワーカーの話も出たので、整理していただきたい。基本的には、療育と教育と福祉、あるいは保健福祉の連携なのである。これを一貫したものをどうつくれるか、障害者計画にどう落とし込んでいくのか、あるいは、どう具体的な目標を立てていくのかが、問われてくる面だと思う。

江澤委員：根本的なところは幼少期に障害が告知されたときに、もう既に場所が分かれてしまうところが、大きいと思う。そういう制度の中で数値や予算を増やしても、共生の社会は生まれない。ぜひとも共に暮らせるという部分では、子どもの問題は、子どもの中で特別なニーズを叶えていくというところを、しっかりとやっていく。少なくとも幼少期の段階では、あまり差異がないというところでは過ぎやすいだろう。学校生活も含めて、あるいは学校の放課後の問題についても、ここは一緒にというところが出てきたらいいと思う。

高山部会長：整理していただいて、いい議論ができたと思う。方向性の一番下の「教育面の充実」は、少し抽象的なので、今議論されたことが入ってくると思う。

椎名課長：その辺は工夫させていただく。

高山部会長：時間があるので、「就労支援」に移りたいと思うが、いかがか。

佐藤委員：就労に関しては、だいぶいろいろな面でかなり社会的にも理解されて、向上してきているとは思いますが、会社へ通えなくなった人の支援について、就労支援を含めて考えていただきたい。今、引きこもりとかいう問題が、かなりクローズアップしてきたと思う。福祉就労にしても、やはり行かれないで、こういう場で支援することが大事になってきていると思う。

高山部会長：今の佐藤委員の話を含めて、就労支援について、安達委員いかがですか。

安達委員：仕事で失敗とか何らかのことがあって、戻ってきてという問題は、結構大きいのかなと思う。就労支援という問題だけではなく、相談支援の中でも対応することかなと思う。

あと、引きこもりというか、それで家にこもってしまった問題というのは、アウトリーチの

問題である。そういう人にどういふふうアクションを起こし、アクセスしていき、関係性を持って、また仕事に戻っていけるような支援をできるかが、かなりプロフェッショナルな相談支援の技術だろうと思う。

就労支援のほうで、就労継続支援の事業所の利用者を見ていて特に思うのは、シビックセンターの中で月に1回シュレッターで文書処理する、そういうような仕事の体験の場というのが増えると非常に助かると、ずっと思っている。区の建物の中で、障害者が就労の訓練ができることが増えていくと非常にいいと常々思っており、それが増えてきて非常に助かっている。

高山部会長：就労の場を増やしていく働きかけを、社会支援を活用していく制度にしたい。大学も地域センターもたくさんあり、確かにいろいろな可能性がいっぱいあると思う。

椎名課長：かなりの大学で、相当数を雇用していただいていることもある。確か文京区は18大学あり、包括提携しているのが11大学といろいろな大学があり、今後もそういった支援は十分活用、利用させていただきたいと思っている。

高山部会長：自立支援協議会の就労支援部会と連携を取りながら計画を作っていくことになるかと思うが、いかがか。

小西委員：就労支援の中に定着支援を含めて考えていると、考えていいのか。

椎名課長：会社に入っても就労の中で悩みが多くなる。ここは当然入るのだが、言葉として入れておいたほうがいいと思っている。

渡邊課長：一般的に就労支援という内容としては、まずは、就職のための支援。今、小西委員の定着のための支援。もう1点が、離職に対する支援。3つセットで就労支援という考え方が一般的だと考えていいかと思う。ただ、計画上は定着支援という言葉を入れたほうが分かりやすいというのであれば、入れたほうがよろしいかなという気がする。それだけではなく、離職も、一方で非常に重要なウエイトを占めていることもご理解をいただきたい。

高山部会長：そこはうまく分けて、計画に落とし込んでいくと分かりやすくなる。定着支援というのは、重要な言葉かもしれない。そのことも踏まえてお願いする。

就労支援については、よろしいか。それでは1、2ページに関していかがか。

先々週、障害者虐待防止法が通った。来年の10月1日施行で、少し時間があるが、そのことも踏まえざるを得ないと思う。そうなったとき、相談支援の在り方のところがリンクしてくると思う。成年後見等の在り方、社協が行っている日常生活自立支援事業を、もっと強化し、どう活用できるかが大事だと思う。

1ページの大項目「個性に合った自立した地域生活を実現する支援の充実」でいいか。

文京区の障害福祉の中で決定的に足りないことは、グループホームがないということである。それぞれの障害の分野において、グループホームが複数あることで、地域生活支援ということが見えてくる。グループホーム、ケアホームのあり方、それは行政が作るだけではなく、お母様方もいろいろ知恵を出し合ってやっていかないと駄目で、そういうことも含めて考えていく仕組みを作ることが大事だと思う。

藤田委員：文京区にグループホーム、ケアホームとか精神障害者のホームがないので、練馬区にショートステイを借りている。

椎名課長：自立支援法上のショートステイは、区内には現在ありませんが。

藤田委員：精神障害者は、感情がスピーディーなので、本当に今入れたいときにいろいろな手続きがあり、許可を取るまでに2～3週間はあっという間に過ぎる。うちの子どもも利用したが、OKが出たころは、具合が変わって行かなくてもよくなった。借りる所はあるが、利用者がない。手続きを簡略にしたら、もう少し入りたい人も。

高山部会長：その手続きの問題は、ぜひまたやりたい。

椎名課長：ショートステイ、短期保護は、身体と知的の場合は、法内のものはないが、今、委託している槐の会での対応はかなり柔軟に対応しており、認知度を引き上げたい。精神の部分がないということはあるが、身体・知的のほうであっても、ほかにショートステイが少ない。少し長めに入りたくても、文京区だけではなく、どこへ行ってもなかなかすぐに入れる所はない。

藤田委員：手続きが複雑なのは、文京区に限らないということか。

椎名課長：法内のものだと大体似たような感じになると思うが、受給者、障害者は、やはり手続きがあります。しかし、緊急と言って、あとからということも少なくはない。

藤田委員：精神障害という病気の性質からすると、お天気のように変わりやすいので、本人が入りたいと言っても、手続きをしている間に、もう入りたくなくなる、そんな経験を持った。

高山部会長：江澤委員、このグループホームあるいはショートステイの喫緊課題の部分の部分を少し教えていただきたい。

江澤委員：実は、平成15年から国が入所施設を造らないということを受け、全国の入所施設でのショートステイの受入れが困難になっているという状況がある。そんな中で、今も私ども、区単のショートステイをしているが、やはり年間の利用時間の制約の中で、どうしても続けられないという方たちについては、長期のショートを使うという算段になるのだが、なかなかそこから辺の空きがないということである。

文京区の場合は、地域生活をしていくうえで、ケアホーム、グループホームが圧倒的に少ない。実態的には、ご本人が40～50歳で、親御さんたちは後期高齢者の域に達していて、ご本人の生活をつくるという視点に立てば、もっと早い段階で、自立した生活ができればそれが好ましい。いろいろなやり方の方法があるかとは思いますが、実状を見てみても、やはり親御さんが先頭に立って、いろいろな部分で自らの物件を提供したり、改修等々には補助金、公的な資金を注入されてとかという、そういった方法、オリジナリティを出しながら整備していくという必要は、もう本当に重要な喫緊の課題だということである。

今回の調査の中でも、利用者の方たちよりも、やはり親御さんの思いのほうに圧倒的に強いということで、ご本人の聞けてないところを探ると、やはりグループホームですとか、ケアホームを使いながらのほうに本人の描く生活設計もしやすいという、いろいろなものが見えてくると思うので、そこは、本当に大きな早急な課題だと思う。

高山部会長：精神のほうはいかがか。

安達委員：住まいについて。20年以上前から家族の方から、親が亡くなったあとの生活が心配で、ずっと語られているけれども、特に文京区内ではグループホームが1箇所しかないという状態が非常に重要な問題である。

藤田委員：練馬である。

安達委員：練馬にあるのは、ショートステイである。援護寮ではなくて、そこの一部を借りて、ショートステイの場所が昔あった。今は自立支援法に変わったので、練馬だけではなくて自立支援法の中でのっているショートステイの施設で、精神障害者を対応してくれる所であればどこでも入れる。ショートステイは利用できる。

藤田委員：そういう情報が分からないので、今度教えて欲しい。

安達委員：はい。グループホームの問題、住まい、特に精神障害者の場合は、生活している上での、周りでの関係性の持ち方や、具体的な課題が出てきたときの対応の仕方に弱さがあり、一人で生活していくと、どうしても孤立してしまう傾向があるので、やはりグループホームみたいなところでは、支援者がきちんと見ていて生活ができる。そういう安心感を与えてもらえると、入院することなく地域で暮らしていけると、感じている。我々が地域で精神障害者の方を支援していく中で、グループホームとか住まいの問題をまずきちんと支援していかないと、精神障害者の地域支援にはつながらないと、非常に重要に思っている。

藤田委員：期待する。

高山部会長：今のご意見含めて、この課題、方向性は網羅されている感じがするが、文言はいかがか。「方向性」、ここはどうか。地域生活支援は、ほかのところと比べて、ここだけ何か形容詞的なことが入っている。

渡邊課長：「見守り」という文言が、1 ページの方向性では地域での見守りの仕組みづくりとあり、2 ページの相談支援と権利擁護の充実の課題でも使われているが、障害者計画における「見守り」は、どんなことをイメージすればよいのか、教えていただきたい。

高山部会長：いろいろな考え方があると思うし、その障害の個別に見守りの在り方というのはあると思う。例えば、虐待関係ということも入ってくると思う。いわゆる見守りがあれば、そこに何か情報があがってくるという見守り。積極的意味では、権利擁護ネットワークでどうするかということで、見守りはよく使う。何が言いたいかということ、例えば先ほどの、グループホームでも、結局世話人との関係で孤立してしまっているようなことが多い。そうではなく、もっと地域の中で、いろいろな支援者が関わっていく。それは成年後見もそうだし、ホームヘルパーも入れたり、あるいはバックアップ施設の見守りなども、そういう形で孤立させないというところが、すごく大事なポイントになってくるとは思っている。

椎名課長：この原案を考えた段階では、1 つには、グループホームなどをつくるだけではなく、地域との関係をつくらないと地域生活はできない。見守りという言い方がいいのかどうか、コミュニティの中での生活ができるような体制ができるのかがいいのではないかという発想と、高齢者のような地域包括みたいな形のものではできないのかとの意見も聞く。もう少しネットワークを広げた形の支援という体制もできないか、災害の時もあるのかと思う。

渡邊課長：江澤委員や安達委員は、障害の知的と精神のところ、見守りというキーワードでどういうことを考えられるのか、教えていただければと思う。

江澤委員：知的で言うと、この1 ページのサービス利用の割合で、知的が40.4%で圧倒的に多い。この特徴はやはり見守りと声掛けという、常時その支援の対象にあるとか、見守りが必要だという意味の見守りというのはすごく支援の中では使う言葉である。方向性に書かれた地域での見守りは、もう少し抽象的な言い方になってしまうが、インフォーマル的な後方支援的な部分の文言を盛ればいいのかと思う。言われるとおり、見守りについては具体的な本人支援とい

うところで使ったほうが、私としては整理がしやすいと思う。

安達委員：見守りという言葉は、あまり使わないと言えば使わない。精神障害者のほうで見守りをイメージすると、例えば住んでいるアパートの大家さんがその人に理解があって、何かあったときにちょっと声を掛けてくれるとか、それは大事な地域の見守りだと思う。

ちょっと気にしてくれる、声を掛けてくれるという関係性ができていくと、それは障害者に限らず高齢者も同じのように思う。そういう意味では、我々が施設とかにこもりすぎて、そういうところの重要性が逆に見えていないかなと思っている。

椎名課長：障害者で見守りと言うと、少し違和感を感じるということか。

渡邊課長：なぜ違和感を感じるかという、見守りについては江澤委員と近く、具体的に今のサービスの中に見守り的な役割がかなり入るようになるわけだが、あえてそれを地域での見守りの仕組みづくりに両方使ってしまうと、どうも判然としなくなる。

高山部会長：基本的にネットワーク支援が見守りになるという仕組みである。

渡邊課長：それはネットワークをつくる最初のところで、大きな課題的に言われている障害への理解啓発。要するに、地域において障害に対して理解をしていく人たちが増えていくことにより、ネットワークの素地ができてきて、ということではないか。

高山部会長：そうではなく、ネットワークをつくっていく人が、障害者のところではケアマネジメントをする人なのである。付かず離れずという人、相当介入しなければならない人、外から見守らなければいけないレベルの人もいて、その人によって違う。だけど、ネットワークでその人を支えていくことが、すごく大事である。本人支援と言えそうかもしれない。そのやり方をネットワークでやっていくということが、すごく大事なポイントだというのは、ワンストップとか、相談支援部会でもずっと言われていることである。

椎名課長：では、言葉として何が適切か。

高山部会長：うやむやのところを、今日ある自立支援協議会でも議論しながら、フィードバックしていくという形にしたい。少しこの文言が気になるので、宿題にしたい。取りあえず、課題、方向性はこのような形で、今日議論したご意見を踏まえて、整理をさせていただく形にしていきたい。よろしいか。

(異議なし)

### Ⅲ その他 その他

高山部会長：時間が来たが、たたき台、計画体系のところだけ少しやりたい。

椎名係長：「改正障害者計画の体系図たたき台」（席上配布）について説明。

計画を立てていくときには体系をつくるが、障害者計画の体系図は、通常、大項目に、中項目、小項目の段階では事業というようなものがぶら下がっていく形で体系図になる。今回中項目までお示ししたが、もっと詳しい小項目の計画も見ながら、次回の検討につなげていければと思っている。

高山部会長：こういう体系図ということで、お示しいただいた。また次回議論したい。

この計画の過程で、当事者の方の参画について議論してきたが、1つの方向性があるので、

これは資料で「当事者の方の参画について」というのはあるか。次回の部会での議論になるか。

椎名課長：今回、計画を立てる上で、障害の当事者になるべく参画するような形で計画を検討していくことも必要ではないかと、そういった仕組みを作っていこうと申し上げた。

その1つに、自立支援協議会の相談支援部会の中に、当事者等や保護者に入っていただき、検討したり、意見を言う場を設けることを考えている。例えばある程度のまとめや、まとめる前などの節目に開催させていただきたい。本来、連携の必要な自立支援協議会を活用していきたい。人選等はこれからだが、やはり意見がそれぞれに違うということで、精神と知的と身体と子どもと4つに分けて考えている。また、過半数くらいは当事者に入っていただきたいと考えている。

もう1つはシンポジウムだが、10月28日の金曜日午後の開催に向けて、皆様のご意見を伺いながらやっていきたい。通常は、講演やパネルディスカッションとかあるが、独自の工夫でやることもあるので、次回までの間、また次回の中でもお出しいただければと思う。

高山部会長：障害者虐待防止法の資料は、参考資料としてお読みいただきたい。次回、少し動きがあると思うので、説明をさせていただく。

#### IV 閉会

椎名課長：今回は8月2日ということで、よろしくお願ひする。

高山部会長：閉会（議事省略）

～以上～